

事務局だより 第388号（発行：令和2年10月）

公益社団法人 習志野市シルバー人材センター
 <習志野市屋敷4-6-6 東部保健福祉センター1F >
 <TEL：047-493-8011 FAX：493-8040 >
 <Eメールアドレス narashino@sjc.ne.jp >



第6回理事会報告

9月23日（水）に開催を予定しておりました令和2年度第6回理事会は習志野市内並びに近隣市において新型コロナウイルス感染症急増していることから、第5回理事会は定款第36条第2項に基づき、提案事項につき決議の省略（書面表決）を行いました。当該提案については令和2年9月24日（木）までに理事の全員から文書により同意する旨の意思表示を、また、監事から文書により異議がない旨の意思表示を得たので、定款第36条第2項に基づき、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされました。

1. 議決事項

議案第14号 入会者の承認について

2. 協議事項

なし

3. 報告事項

報告第14号 代表理事及び業務執行理事の職務の執行状況について

報告第15号 高齢者活躍人材確保事業への取材協力について（2回目）

報告第16号 会員状況調査の結果について

報告第17号 マナー&コミュニケーション研修について
 （令和2年度より「接遇研修」から名称変更）

報告第18号 令和2年度10月の行事予定について

11月の行事予定

- 11月5日（木） AM 刃物研ぎ（作業所）
- 11月9日（月） PM 女性交流会「夢の輪」（会議室）
- 11月10日（火） PM 書道教室（会議室）
- 11月11日（水） AM 入会説明会（会議室）
 PM 就業相談（会議室）
- 11月12日（木） AM 刃物研ぎ（作業所）
- 11月13日（金） PM 入会説明会（会議室）
- 11月18日（水） AM 入会説明会（会議室）
 PM 就業相談（会議室）
- 11月20日（金） AM 刃物研ぎ（作業所）
 PM 出張入会説明会（新習志野公民館）
- 11月24日（火） PM 書道教室（会議室）
- 11月25日（水） PM 第8回理事会（会議室）
- 11月26日（木） AM 刃物研ぎ（会議室）
- 11月27日（金） 令和2年度第2回班長・副班長全体会議

<入会説明会日、就業相談日>

◎定例入会説明会 第2第3水曜日 9：30～シルバー会議室
 第2金曜日 13：30～シルバー会議室

◎就業相談（第2第3水曜日 13：00～ シルバー会議室）
 ※就業相談は“予約制”です。事前に電話にてお申込みください。

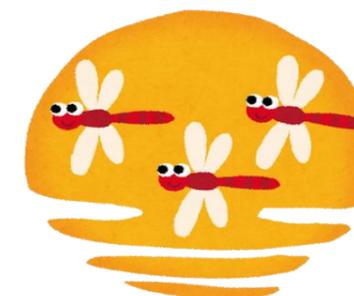
◎出張入会説明会 11月20日（金） 13：30～
 新習志野公民館2F

<9月就業実績（前年同月比）>

	令和元年度 （令和元年9月）	令和2年度 （令和2年9月）
会員数（人）	968	908
就業実人員（人）	714	670
当月就業率（%）	73.8	73.8
配分金（円）	35,873,573	36,037,756
材料費（円）	871,293	918,119
事務費（円）	2,834,691	2,845,977
合計（円）	39,579,557	39,801,852
年度累計（円）	248,055,442	229,732,691

<9月派遣契約実績（前年同月比）>

	令和元年度 （令和元年9月）	令和2年度 （令和2年9月）
就業実人員（人）	37	25
契約金額（円）	2,247,987	1,859,508
年度累計（円）	22,647,496	11,018,023



事務局より

<11月の女性交流会「夢の輪」について>



<東部保健福祉センター（芙蓉園）外部改修工事について>

下記期間、標記工事が行われ、建物外部に足場が組まれます。それに伴い、駐車スペースが激減いたしますので事務局にお越しになられる際には十分お気を付けください。また、工事車両の出入りなどもございますので交通誘導員の指示に従ってください。よろしく願いいたします。

工期：令和2年10月20日～令和3年3月19日

<マナー&コミュニケーション研修を行いました>

会員の皆様の接遇力の向上を図り、令和2年10月20日（火）、10月27日（火）に習志野商工会議所にてマナー&コミュニケーション研修を行い、2日間で69名の方に参加していただきました。接遇対応に関して再確認する機会として、日々の就業に活用してください。



<千葉テレビ放送への放映について>

下記日時に当センター女性の会「夢の輪」がテレビ放映されることとなりました。

お時間がありましたら是非ご覧ください。

①12/17（木）21：55～22：00 『ビジネススタイル』番組内

②12/26（土）15：30～16：00 『シルバー人材センター年末特別番組』

安全管理委員会より

<あおり運転は絶対にしない！>

あおり運転は、重大な交通事故の発生につながる極めて危険な行為です。全国的には高速道路上におけるあおり運転から、停車させられ、後続車両が追突し、乗車員が死傷する悲惨な交通事故なども発生しています。あおり運転に対する罰則は、令和2年6月30日の道路交通法改正で「妨害運転罪」が創設され、厳罰化が図られました。

他の車両の通行を妨害する目的で、対象となる一定の違反行為を行い、その行為が交通の危険を生じさせるおそれのある方法であったり、交通事故など著しい交通の危険を生じさせた場合等は妨害運転罪にあたることとなります。

一定の違反 妨害（あおり）運転の対象となる10類型の違反



就業先まで車でいらっしゃる方、車を使用する就業内容の方は特にあおり運転を含めた危険な運転には十分注意しましょう。たとえ急いでも、安全運転を心掛けてください。

(参考)千葉県警察「あおり運転（妨害運転）について」

https://www.police.pref.chiba.jp/kotsushidoka/surveillance_aori.html

【令和2年度～令和4年度千葉県シルバー人材センター連合会安全就業標語】

<月別傷害事故件数(2020年)「もう少し」R2.9. その判断が 事故招く

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
R1	0	0	2	1	0	0	1	0	0	1	0	1	6
R2	1	1	0	0	0	0							2

<就業会員募集>

除草班

一般家庭を中心にご依頼いただいた除草作業の人員を募集いたします。
(機械を使わず鎌などで草を刈る作業です。)

活動の仕方：

除草班に所属し、班長を中心にご依頼先と日程調整を行い班として作業にあたります。

班は、“地域”で分けています。原則として、お住まいの地域に近い班に所属することになります。

ご興味のある方は、シルバー人材センター事務局にお電話ください。(担当：森谷)
TEL：493-8011



便利屋班（草刈り作業など）人員募集

ご家庭や企業からの依頼を中心に、網戸修理や簡易的な大工仕事をしている班があります。現在、草刈りが出来る方を特に募集しております。

草刈り機をご自身でお持ちでご興味がある方、是非お待ちしております。

活動場所：市内全域

活動の仕方：便利屋班に所属し、ご依頼先と日程調整を行い作業に当たります。

ご興味のある方は、シルバー人材センター事務局に電話をしてください。

TEL：493-8011 (担当：森谷)

